

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

June 2017

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 11

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 11 となる本号では、我が国の民法改正法案の成立や、BEPS 防止措置実施条約 (MLI) への署名とその概要など、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- [民法改正法案が成立・公布 — 約 120 年ぶりに債権関係の規定が大幅な改正](#)
- [BEPS 防止措置実施条約 \(MLI\) への署名 — MLI の概要](#)

2. アジア

- [【シンガポール】 2017 年度予算案の解説～IP 所得に係る優遇制度の変更及び CSA に基づく支払いに係る損金算入規定の簡素化～](#)
- [【台湾】 営業秘密法改正草案](#)
- [【ベトナム】 外国人従業員の義務的社会保険制度の導入](#)

3. 欧州

- [【アゼルバイジャン】 企業法制に関する民法の改正](#)
- [【英国】 プライベート・ファンド・リミテッド・パートナーシップの導入](#)

1. 日本

民法改正法案が成立・公布 — 約 120 年ぶりに債権関係の規定が大幅な改正

1. 概要

契約関係等を規律する民法の債権関係の規定を改正する法律案が 2017 年 4 月 14 日に衆議院、5 月 26 日に参議院でそれぞれ可決されて成立、6 月 2 日に公布された。債権関係の規定の大幅な改正は、民法が制定されて以来、約 120 年ぶりである。改正法は、公布から 3 年を超えない範囲で今後定められる日に施行されるため、今後、関係法令の整備を経て、2019 年後半から 2020 年前半頃に効力を生じることになる。

改正法の内容は非常に多数の項目に及ぶが、現行法の内容を変更して新しいルールを定めるもののほか、従来判例等により認められてきたルールを明文化する内容が含まれている。本稿では、主に契約実務への影響が予想される改正内容を取り上げる。

2. 個人による債務保証の意思確認手続きの厳格化

親族や知人に頼まれて個人保証を安易に引き受けた結果、保証人が予想以上の多額の債務を負わされてしまうケースは後を絶たない。このような個人の保証人を保護するためのルールが新設される。

すなわち、典型的に債務額が大きくなる可能性の高い「事業のため」の貸金等の債務を主債務とする個人保証及び個人根保証について、契約締結前 1 か月以内に、公正証書を作成して保証の意思を確認しなければ、契約は無効とされる。ただし、主債務者が法人である場合で、その取締役等（経営陣）や議決権の過半数を保有する者（オーナー）等が個人保証をするときについては例外として、公正証書の手続きは不要である。

また、保証人保護のため、主債務者や債権者が、一定の場合に保証人に対して主債務者や主債務に関する情報等を提供する義務を負うとする規定も導入される。

3. 売買の目的物に欠陥があった場合の買主の救済手段の追加

売買の対象となった物に、買主が知らなかった欠陥（隠れた瑕疵）があった場合について、現行法では、買主が損害賠償請求や解除が可能とされている。

これに対して改正法では、「隠れた瑕疵」の概念を「契約不適合」と整理しなおしたうえで、買主の救済手段として、損害賠償請求・解除に加えて、修補・代物請求や不足分の引渡請求（追完請求）、さらには代金減額請求を明示的に認める。これにより、より柔軟な解決が図られるようになると期待されている。

4. 債務の不履行による契約の解除と危険負担の規定の整理

債務不履行による解除について、債務者に責めに帰すべき事由（帰責事由）が必要と解されている現行法上の枠組みを変更して、改正法では、債務不履行による解除について、債務者の帰責事由は必要ではないとする。

一方で、双務契約における一方の債務が両当事者の帰責事由によらずに履行不能となった場合に、他方の債務が消滅しないことを定める現行法の危険負担の規定（債権者主義）は、公平ではないという批判があったことから削除される。また、当事者双方に帰責事由なく履行不能になった場合に、債権者は反対給付の履行を拒むことができるという明文が追加される。

これにより、当事者双方に帰責事由なく一方の債務が履行不能になった場合には、債権者は反対給付の履行を拒むこともできるし、また、上記の新しい解除の規定に基づき解除することもできるようになる。

5. 債権譲渡を制限する特約の効果の変更

現行法は、債権は原則として譲渡することができるとしたうえで、当事者が譲渡を禁止するなどの制限を合意することができることと定める。このような譲渡制限の特約に反して行われた債権の譲渡は無効というのが一般的な考え方である。

これに対して改正法では、債権者と債務者がその債権の譲渡を制限する特約を結んだ場合でも、これに反してなされた債権譲渡は有効であるとされる。そのため、譲渡制限の特約に違反して債権が譲渡された場合でも、譲渡後は譲受人が正式に債権者となる。このルールの変更は、債権譲渡取引の安定性や、債権の譲渡や担保化による資金調達の促進が目的と説明されている。

その上で、譲渡制限特約の存在を知った上で譲り受けた譲受人（重大な過失により知らなかった場合を含む。）に対しては、債務者は譲受人（新債権者）に対する履行を拒んで、譲渡人（旧債権者）に対して弁済して、その効力を譲受人（新債権者）に主張することを認める規定が置かれる。

6. 定型約款に関する規定の新設

改正法には、これまで現行法に一切の規定がなかった「定型約款」に関する規定が新設される。そこでは、定型約款が当事者の契約の内容となるための要件を規定するほか、一方的に不利益な内容の約款の効力を否定する規定も置かれる。

現代においては、生命保険約款や宿泊約款などの以前から利用されている約款に加え、ソフトウェアの利用規約やインターネット通販における取引条件など、定型約款の利用が想定される場面が増えており、このような社会の変化に対応して民法上のルールの整備がなされた。

7. 法定利率の変更

当事者間で利息の定めをしていない場合（債務不履行や不法行為における損害賠償の場合を含む。）に適用される法定利率は、現行法では年5%とされ、商事に関する場合には年6%の商事法定利率が適用される。

市場の低金利が続く中で、これらの法定利率は高率に過ぎると指摘されており、改正法では年3%に引き下げたうえで、3年ごとに見直される変動制を導入し、併せて商法上の商事法定利息を廃止する。

8. 消滅時効期間の整理

現行法では、債権が消滅時効にかかる期間を、原則として権利を行使することができるときから10年と定め、職業別のより短期の時効期間を定める短期消滅時効の定めを置く。さらに商法は、商事債権の時効期間を5年と定める。

これに対して改正法は、債権者が権利を行使できることを知った時点から5年が経過したときか、権利を行使できる時点から10年が経過したときに、債権が時効により消滅すると定める。そして、短期消滅時効は廃止され、同時に商法上の商事時効も廃止されることから、消滅時効の期間は一本化されることになる。

現在、商事債権や短期消滅時効にかかる債権については、改正法の施行により消滅時効の期間に変更が生じるため、現状の時効管理方法を変更することを検討する必要がある場合がある。

[最初のページに戻る](#)

BEPS 防止措置実施条約 (MLI) への署名 – MLI の概要

本年 6 月 7 日 (日本時間 8 日)、我が国は「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(BEPS 防止措置実施条約、以下、「MLI 実施条約」)に署名した。

BEPS 防止措置実施条約は、BEPS 行動計画 15 に沿って策定された「租税協定に係る BEPS 実施のための多国間協定」(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting、以下、「MLI」。協定案は [OECD のホームページ](#)にて閲覧可。)に基づくものである。本稿では、世間の耳目を集めている MLI の概要について解説する。

1. 要約

- (1) MLI は BEPS (税源浸食と利益移転) 防止措置のうち、租税条約に関連する部分について、既存の二国間租税条約の改正を経ずとも、同時に効率的に導入することを目的とした多国間条約である。すなわち、基本的に租税条約の恩典を制限することを目的とした仕組みであり、多国籍企業にとっては本国外の国における源泉税等の増加 (連結ベースでの租税負担の増加)、純利益の減少の方向に作用すると考えられる。
- (2) 本年 6 月 7 日に MLI に署名したのは 68 の国及び地域に上り、先進国のほとんどが署名に加わっている。他方で、米国は署名しておらず、また、日系多国籍企業に関係が深いと考えられるタイ、マレーシア、フィリピン、ベトナムといった東南アジアの国も現時点では署名していない (アジアでは日本の他に、中国、韓国、シンガポール、香港、インド等が署名)。
- (3) 各国で MLI の規定のうち適用を選択する規定、そして当該選択した規定の適用を希望する既存の二国間租税条約のリストを提出しており、日本からは「暫定版」が提出されている。今後、MLI の国会批准の際に「確定版」が提出されることになっている。日本の暫定リストでは、MLI 署名国であるベルギー及びオーストリアとの租税条約が含まれていない。これは、日本と両国との間で新しい租税条約が締結されて間もなく、MLI で導入しようとする租税回避防止措置が十分に織り込まれているためと考えられる。
- (4) MLI において課税強化が意図されている項目のうち、もっとも実務的に影響が大きいと考えられるのが、租税条約の恩典適用を目的とした取引に対して租税条約の恩典を与えないとする措置で、いわゆる主要目的テスト (Principal Purpose Test、以下、「PPT」) と呼ばれる規定である (MLI 第 7 条第 1 項ないし 7 項)。日本は主として先進国との既存の二国間条約には、Limitation On Benefit Clause (以下、「LOB 条項」) を導入しているが、LOB 条項は規定が詳細であることから、その適用可否は比較的予見可能性が高いと言える。しかしながら、PPT は「取引の主たる目的が租税条約の恩典を受けることであるかどうか」という事実認定で判断されることから、各国でその解釈に幅が生じることも考えられる。
- (5) BEPS プロジェクト全般にあてはまることではあるが、MLI は多国籍企業の本国と事業展開をしている外国との間の第三国に対して、当該事業展開をしている外国から支払いを行うことに対して課税強化を図る措置と考えて差支えなく、日系多国籍企業で考えれば、第三国にある実体が希薄な海外持株会社や海外金融会社等に対して支払われる配当、利子やロイヤルティに対する外国源泉税の負担増加につながる可能性があり、グループ全体のストラクチャーの有り方を見直す必要性が生じる可能性がある。

2. MLI の仕組み

MLI は OECD が主導する BEPS 行動計画 15 に基づき策定されたもので、同行動計画 15 は、多数国間協定を策定し、二国間租税条約に BEPS 対抗措置を効率的に反映させるための多数国間協定の締結を目的としている。

現在、二国間で締結されている租税条約は世界で約 3,000 本ともいわれており、企業取引の国際化・迅速化に伴い、複数国をまたがって取引が行われる際に企図される課税逃れに対応するには、従前の二国間租税条約の締結・改正では十分な対応ができない問題が指摘されてきた。そこで、OECD は BEPS 行動計画の一つとして、多数の国が参加する協定を策定した上で、他の BEPS 行動計画で策定された各種勧告の内容を従前の二国間租税条約に機動的・実効的に反映させる仕組み作りを進めてきたところである。このような流れの下、OECD は、2016 年 11 月 24 日、MLI の協定案本文及び解説（Explanatory Statement）を公表した。

MLI への加盟により、従前の二国間又は多国籍間条約は修正プロトコル ("amending protocol") の内容に従って適用されることになる。ただし、MLI は従前の二国間条約等の内容を直接書き換える効果が生じるわけではなく、MLI に沿った規定内容に基づき当該条約を適用すべき義務が発生するにとどまる。また、MLI の締約国は、MLI への加盟後、自国が選択した適用対象とする MLI の内容を盛り込んだいわば統合版条約を用意することも可能である。

また、MLI の締約国は、自国が他国と締結している租税条約の全てについて MLI を適用する必要はなく、適用対象とする租税条約を任意に選択することができる。さらに、当該租税条約につき MLI の適用対象とすることを選択したとしても、MLI の規定の全てを当該租税条約に適用選択する必要はなく、一定のミニマムスタンダード条項を除き、適用対象とする MLI の規定を選択することができる。

そして、MLI は、各租税条約の全ての締約国がその租税条約を MLI 実施条約の適用対象とすることを選択したものについてのみ適用される。すなわち、当該租税条約のいずれかの締約国が MLI 締約国でない場合、又は、当該条約が MLI の適用対象となっていない場合には、MLI は適用されない。

たとえば、A 国・B 国・C 国・D 国が存在するとして、それぞれにつき次のような条件が存在すると仮定して、それぞれ以下のような選択をしたとする。

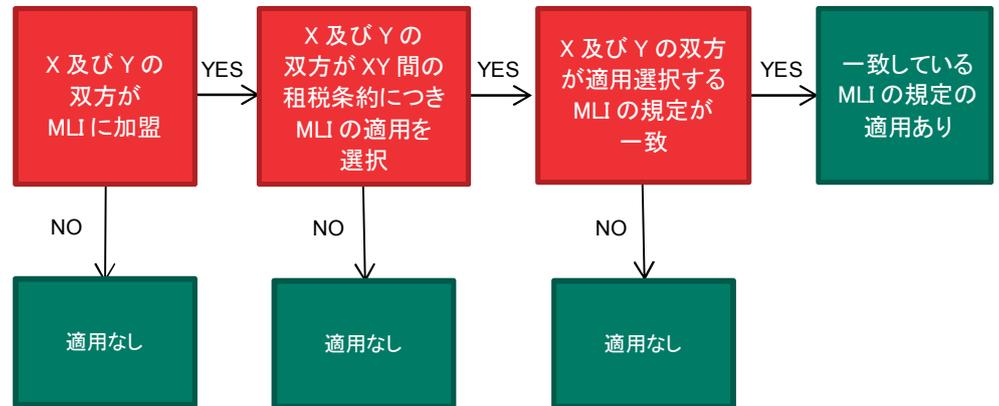
- A 国：①MLI 加盟・②B 国・C 国との租税条約に MLI を適用することを選択・③MLI の X 条及び Y 条について適用選択
- B 国：①MLI 加盟・②A 国・C 国との租税条約に MLI を適用することを選択・③MLI の Y 条について適用選択
- C 国：①MLI 加盟・②A 国との租税条約に MLI を適用することを選択・③MLI の X 条及び Y 条について適用選択
- D 国：MLI 非加盟

この場合、MLI の適用関係は次のようになる。

- MLI が適用される場合
 - A 国と B 国間の租税条約に対して MLI の Y 条のみ適用
 - A 国と C 国間の租税条約に対して MLI の X 条・Y 条が適用
- MLI が適用されない場合（上記以外）
 - A 国と B 国間の租税条約（MLI の X 条のみ不適用）
→ 双方が MLI の X 条を適用選択していないため
 - B 国と C 国間の租税条約
→ C 国が B 国との租税条約を MLI の適用対象としていないため
 - D 国が他国と締結する租税条約
→ MLI 非加盟のため

MLI の適用関係をフローチャートにすると次のようになる。

ある国 (X) が他の国 (Y) と締結している租税条約に MLI の適用があるか



日本が MLI の適用対象として選択している租税条約の相手国等は合計 35 か国に上り、適用を選択している規定内容については財務省ホームページで公開されている（詳細は[こちら](#)）。また、各締約国が選択対象としている租税条約及び条約の規定内容については受託者（Depositary）である OECD が取りまとめた上でその[ホームページ](#)で公表している。

MLI に署名国として加盟する国は 67 の国及び 1 地域（香港）に上り、さらに 9 か国が署名意思を表明している（2017 年 6 月 7 日現在）。もっとも、各種報道で問題提起されている通り、米国は協定に参加せず、従前の二国間条約の改正によって対応することを表明している。

3. MLI の概要

MLI は BEPS 行動計画のうち次の 4 つを対象としている。

- 行動 2： ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化
- 行動 6： 租税条約の濫用防止
- 行動 7： 恒久的施設認定の人為的回避の防止
- 行動 14： 相互協議の効果的实施

また、MLI は全 7 章からなり、次のような章立てで構成されている。日本が適用選択していない条文がある場合には括弧書で記載している。

- PART 1. Scope And Interpretation Of Terms
(適用範囲・定義条項)
- PART 2. Hybrid Mismatches
(ハイブリッド・ミスマッチ防止措置)
(5 条につき適用選択せず)
- PART 3. Treaty Abuse
(条約濫用防止規定)
(7 条のうち LOB に関する部分、8 条及び 11 条につき適用選択せず)
- PART 4. Avoidance Of Permanent Establishment Status
(PE 濫用防止規定)
(14 条につき適用選択せず)

- PART 5. Improving Dispute Resolution
(紛争解決手続)
- PART 6. Arbitration
(仲裁)
- PART 7. Final Provisions
(最終条項 (批准・脱退手続に関する規定等))

各規定の詳しい内容については稿を改めて紹介する。

4. 今後の推移・実務に与える影響の程度

① 発効までの手続

まず、MLI 実施条約も条約の一つである以上、国会承認が必要である。今後は、国会承認がなされたのち、批准手続に進むものと予想される。また、MLI は、署名した 5 か国・地域が批准書、受諾書又は承認書を寄託することにより、その 5 番目の寄託から 3 ヶ月が経過した後に、その 5 か国・地域について効力を生じることとされており (MLI34 条 1 項)、その後批准書等を寄託する国・地域については、それぞれの寄託から 3 ヶ月が経過した後に効力を生じる (MLI34 条 2 項)。

また、MLI によって、例えば恒久的施設の定義など、租税条約に規定する課税の範囲が国内法の規定より拡大する可能性がある。もっとも、日本に関しては、このように条約の定めによって国内法が規定する内容より重い義務を課すことが認められるか否かについては問題が残る。条約と国内法の適用関係については議論があるところであるが、租税条約はあくまで課税を制限する機能を有するにすぎず、国内法によって課される課税義務より重い納税義務が課されることはないという考え方に基つけば、MLI で日本が適用を選択する項目のうちの幾つかは、国内法の改正がされない限り効果が生じないという結論になる可能性も否定できないところである。

② 実務に与えるインパクト

MLI の締約国は現段階でも 70 近くに上り、先進国のほとんども締約国として名を連ねている (なお G20 の中では米国、ブラジル、サウジアラビアの 3 か国のみが不参加)。今後も 9 か国が署名意思を表明しており、従前の二国間条約を基本として動いてきた実務には相当程度の影響が生じることが想定される。ただ、米国が参加を見送ったことで、BEPS 行動計画を効率的に反映するという MLI の実効性が低下したことは否めないところである。

また、各締約国の MLI の適用に関する選択動向には引き続き着目していくことが必要である。先述のとおり、締約国間で MLI が適用されるには、当該締約国間に存在する既存の租税条約について MLI を適用することを選択し、かつ対象となる MLI の規定を当該租税条約について適用することを選択している必要がある。つまり、各締約国がどの程度足並みを揃えられるかが MLI の実効性の鍵となるわけで、今後各締約国が MLI の条項についてどのような態度を取るかという点が極めて重要な視点となってくる。とりわけ、先述のとおり PPT に関する各国の実務上の取扱には注意が必要である。

日系多国籍企業についても、海外子会社との間の配当、利子やロイヤルティ等に対して課される外国源泉税の負担増加が考えられるため、引き続き今後の MLI の動向をにらみつつ、場合によってはグループ全体のリストラクチャリングも想定しながら、対応策の準備を進めておくことが肝要である。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

シンガポール

2017 年度予算案の解説～IP 所得に係る優遇制度の変更及び CSA に基づく支払いに係る損金算入規定の簡素化～

2017 年 2 月 20 日、財務大臣は 2017 年度予算案を発表した。本予算案は、合理化・安定性の確保、デジタル化する世界への備え及び研究・開発（Research & Development、以下、「R&D」）における知的財産権（Intellectual Property、以下、「IP」）の登録・管理を促進することを目的としている。

もはや政策として有効ではなくなった以前の奨励策は中止され、新しい奨励策が導入される。新しい奨励策は、2016 年にシンガポールが参加した税源浸食と利益移転に関するプロジェクト（Base Erosion and Profit Shifting、以下、「BEPS」）の内容に沿うものである。本稿では、その中でも日系多国籍企業にとって重要であると考えられる税制改正について解説する。

多国籍企業（Multinational Corporations、以下、「MNCs」）に影響を与える重要な税制改正について

A. シンガポールでの知的財産権の登録を促進する制度（"Intellectual Property Development Incentive"、以下、「IDI」）の導入

シンガポールはこれまで、多国籍企業によるシンガポールにおける研究・開発活動及びかかる活動によって生じた知的財産権のシンガポールにおける登録を促進するために、多様な政策を実行してきた。これらの政策は、時とともにマイナーチェンジを繰り返してきたが、他の国が同様の政策を取り入れている中で、いち早くこの分野に取り組んできたシンガポールが将来に目を向けて新 IP 制度を導入するのは、適正な対応であると思われる。他の国の知的財産に係る税制をみると、Patent Box や Innovation Box のように、様々な名称で、知的財産権の登録に優遇措置を導入し始めている。

本予算案の発表により、知的財産権から生ずる特定の所得区分（以下、「IP 所得」）につき、税率を下げる制度を導入したが、これは、BEPS の中核部分に沿うものである。

IDI はシンガポール経済開発庁（Economic Development Board、以下、「EDB」）により所管され、2017 年 7 月 1 日以降に施行予定である。

IDI の導入は、シンガポールにおける既存のパイオニア優遇制度（Pioneer-Services/Headquarters Incentive — the "Pioneer Incentive"）及び成長・拡大優遇制度（Development and Expansion Incentive-Services/Headquarters — the "DEI"、以下、「DEI」）にも影響を与えるものと考えられる。パイオニア優遇制度は、現在、特定の認定行為につき最大 15 年の法人税の控除を認めており、他方で、成長・拡大優遇制度は、シンガポールでの業務拡大から生ずる増加分の所得について、企業に 5%又は 10%の税率軽減を認めている。

IDI の施行後、2017 年 7 月 1 日以降に承認される上記のパイオニア優遇制度及び成長・拡大優遇制度は、IP 所得に係る部分については、優遇税制の適用外とされる予定である。なお既にパイオニア優遇制度及び成長・拡大優遇制度の認定を受けている法人は、2021 年 6 月までこれまでと同様の優遇を享受できる見込みである。

コメント：本予算案の Annex A-5 に記載された通り、IDI は、2013 年度に策定されたシンガポール IP ハブ構想（IP Hub Master Plan）において想定されたような、広範囲に適用される制度とはならない可能性が高い。そして、その適用

範囲については、EDBにより所管される他の税制上の優遇措置のように、協議に委ねられる可能性がある。

現時点までの予算案では、IP所得の定義はなされていない。OECDによる定義が採用される場合、IP所得は、ロイヤルティやライセンス料だけではなく、知的財産権を登録したうえで行われる製品の販売やサービスの提供から生ずる所得をも対象とする可能性がある。なお、IDIの適用対象となる適格資産については、現段階では明らかになっていないもの、BEPS最終報告書（Action 5）が採用された場合、適用範囲は限定されたものとなる可能性がある。

IDIは以下の問題に対処することが期待される。

- (a) IDIは、BEPSに沿う範囲内で、制度の魅力を最大化するため広範囲に適用されるべきである。そのためには、研究・開発の範囲につき定義を広くとる必要があり、また、ビジネスに影響を与える制約がどのようなものかを認識する必要がある。
- (b) IDIを導入する法律の改正は、知的財産権の関連するIP所得とそれ以外の所得との区別に関して、（独立企業原則に従った）明確なガイドラインを提供すべきである。

シンガポールにおけるオンショアでの知的財産権の取得及び研究・開発活動を予定している企業は、これを実行に移すタイミングの持つ意味合いを、特に以下の3点につき検討しているものと考えられる。

- (a) 既に取得しているパイオニア優遇制度及び成長・拡大優遇制度の期限が2021年6月30日以降である企業については、既存の合意にかかわらず、IP所得に係る優遇措置は、2021年6月30日までの移行期間のみ与えられる。そのため、当該企業は、2021年6月30日より後のIP所得に係る収益フローについて再検討が必要であろう。
- (b) パイオニア優遇制度若しくは成長・拡大制度の適用を申請する予定の企業又はそのような優遇措置を得るべくEDBと交渉している企業は、2017年7月1日より前の時点におけるこれらの優遇措置に関するEDBのオファーを承諾するか、又は2017年7月1日まで承諾を留保した上でIDIの適用を別途申請するかにつき、検討する必要がある。かかる検討においては、IDIのレート（現段階では未公表だが、DEIのレート（5%から10%）に相当するものであることが予想される。）がどの程度になるかが重要となる。
- (c) 企業は、一方でパイオニア優遇制度及び成長・拡大優遇制度のいずれにも該当しない上、他方でIP所得にも該当しないというリスクを負う可能性があるため、自身の所得がIP所得にあたるか否かを慎重に検討する必要がある。

B. 研究開発活動における費用分担契約（Cost Sharing Agreements、以下、「CSA」）の支出に関するセーフ・ハーバー・ルールを導入

CSAに係る支払いの損金算入に関しては、2011賦課年度までは所得税法（Income Tax Act（Cap. 134）、以下、「ITA」）19Cに基づき事前承認が義務付けられていたが、2012賦課年度以降については事前承認を経ることなく損金算入に係る規定である所得税法14Dに基づき、R&D費用に該当すれば損金算入が認められていた。一方で、所得税法14Dに基づく損金算入について、シンガポール国の内国歳入庁であるIRASはR&D費用に該当しない個々の費用を見つけ出し、これらの損金算入を否認する調査が行われてきた。関連して、損金算入が認められないCSAに係る支出費用に関して、IRASが源泉税の観点からどのような取り扱いを適用するかも不明確なものとなっていた。

2017年度予算案では、納税者にとって取り扱いが容易なセーフ・ハーバー・ルールを導入する予定である。2017年2月1日以降になされた適格研究開発

プロジェクトに関する CSA の支払について、納税者は、CSA に係る R&D 支出費用の個別明細を提出することなく、該当費用の 75% について 14D に基づく損金算入を選択できるようになる予定である。

コメント：セーフ・ハーバー・ルールに基づく取扱いを一度選択すると、その決定が撤回できなくなるものか否か、及び納税者が毎年セーフ・ハーバー・ルールの適用を選択することができるか否かを明らかにすることが期待される。

CSA 取引を実施している納税者は、CSA の下で支出する個々の経費に関して、自社の法的な立場及び IRAS が損金算入を否認することに法的な根拠があるか否か等を十分に考慮した上で、セーフ・ハーバー・ルールを適用するかどうかを検討していくことが重要である。

[最初のページに戻る](#)

台湾

営業秘密法改正草案

台湾では、早くも 1996 年には、営業秘密法（以下、「営業秘密法」）が成立しており、これは、この分野に関する個別の立法を行っていたスウェーデンに次ぐ 2 番目の早さであった。しかしながら、同法では営業秘密の不正使用に関する民事責任しか規定されていなかったために、台湾における営業秘密法の執行は活発には行われてこなかった。近年、台湾のハイテク産業は、競争者による不正競争や営業秘密の不正使用により重大な損失を被っているとされ、2013 年に営業秘密の不正使用に刑事罰を科すことを内容とする、大規模な法改正が行われた。

2017 年、台湾知的財産局（the Taiwan Intellectual Property Office、以下、「TIPO」）は、現行の営業秘密法のさらなる改正草案（以下、「本草案」）を提案した。主要な改正点は以下のとおりである。

域外における営業秘密の不正使用の訴追は、告訴があった場合にのみ行われる（第 13-1 条第 1 項）

現行の営業秘密法第 13-2 条では、外国、中国本土、香港又はマカオにおいて営業秘密を使用する目的で営業秘密の不正使用が行われた場合、検察官は、かかる犯罪に関する訴追を行うことができる。

しかしながら、一般的に、また不正使用行為が外国で行われた場合には特に、営業秘密に特有の秘密性について、事実的背景や証拠の調査は困難であり、時間がかかる。

そのため、本草案は、国外における営業秘密の不正使用の訴追は告訴があった場合にのみ行えることとし、裁判において最終弁論が行われるまで、告訴を撤回することができることとした。この改正により、調査段階において、共犯者が自身に対する告訴の取り下げと引き換えに、違法行為を営業秘密保持者に報告する、証拠を提出する、又は調査に協力することを促せると期待されている。TIPO は、この改正は、アメリカ法上の公益通報者保護と同様の効果を提供することができる」と説明している。

未承認の外国籍者も、営業秘密の不正使用に関する告訴を行うことができる（第 13-5 条）

関連法令及び裁判所実務においては、台湾政府から承認を取得していない外国法人は、営業秘密の不正使用が行われた際、私人訴追（private prosecution）を行うことができないものとされているが、未承認の外国籍者が保護されていないことは、国際的な投資を阻害するのみならず、貿易をも妨げることとなる。

そのため、本草案第 13-5 条は、未承認外国籍者は営業秘密の侵害について告訴又は私人訴追を行うことができる旨を規定している。

営業秘密の不正使用事件の調査段階における事件記録及び証拠へのアクセスの制限（第 13-6 条）

営業秘密法第 14 条によると、営業秘密の侵害事件において、裁判所は、自ら適切だと判断する場合、審理を非公開とする、又は訴訟に関連する記録へのアクセスを制限することができる。しかしながら、同条は刑事事件における調査段階での営業秘密の保護に関して明確にしていない。

調査段階で営業秘密が公開されることを防ぐため、本草案は、調査段階において、検察官は、当事者の要求又は自らの判断で、事件記録及び証拠を調査する、検査する、そのメモを取る又は写真を撮るといったアクセスを、制限又は禁止することができる」と規定している。

外国人の営業秘密の相互原則（第 15 条）

現行の営業秘密法第 15 条では、ある国が二国間の営業秘密保護に関する条約若しくは協定を台湾と締結していないか又はその国の法令によって台湾人の所有する営業秘密が保護されていない場合、その国を出身地とする外国人の営業秘密は台湾において保護を受けられない。

この規定について、TIPO は、外国人の母国が世界貿易機関の加盟国であり、そのため、台湾と同様に、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下、「TRIPS」）に参加している場合、当該外国人の営業秘密は TRIPS に従って保護される、というような実際にある状況の多くをカバーしていないと説明している。

上記のような状況をうけ、本草案は、外国人の営業秘密が保護されない場合を以下の場合に限定するとして、その保護を拡大した。

- 外国人の母国が、台湾が署名している営業秘密の保護に関する国際条約に署名していない場合
- 外国人の母国が、営業秘密を相互に保護する条約若しくは協定を台湾と締結していない場合
- 台湾政府の組織若しくは機関と当該外国国家との間で営業秘密の協定が締結されておらず、双方の適切な権限を有する者によって承認されていない場合
- 当該外国の法令が台湾の営業秘密を保護していない場合

営業秘密は経済発展及び産業競争力にとって重要であり、台湾政府は営業秘密保護のための制度の重要性に対する認識を強めている。本草案はまだ可決されていないが、提案されている改正は、より洗練された法執行の手法とともに、より良い営業秘密保護の環境を促進するものと期待される。

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

外国人従業員の義務的社会保険制度の導入

社会保険法の実施に関する規則の草案（以下、「本草案」）が、労働傷病兵社会省（Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs）からパブリックコメントに付された。本草案では、2018 年 1 月 1 日以降、ベトナムで働く外国人従業員の社会保険制度への加入を義務づけている。このような外国人従業員に対す

る義務的社会保険制度の導入は、ベトナムで事業を展開する企業の雇用コストを増加させることにつながるだろう。

本草案によれば、以下の2つの条件を満たす外国人従業員及びその雇用主に、当該外国人従業員の社会保険への加入義務が課される。

- (a) 無期雇用契約、有期雇用契約、季節雇用契約または特定職種契約に基づき、ベトナム国内で1ヶ月以上、ベトナムに拠点を持つ雇用主の元で就労する外国人従業員
- (b) 就労許可、資格証明書または資格許可のいずれかを有する従業員

本草案は、現在ベトナム人従業員にも適用されている5つの社会保険（疾病、マタニティ、労働災害および職業疾病、退職、遺族手当）に加入することを、外国人従業員に義務付けている。これらの社会保険料の負担割合については、現在ベトナム人従業員に適用されているそれと同様となる予定である。

このように、今回外国人従業員が加入義務を負う社会保険制度は、ベトナム人従業員が加入するそれと同様であるが、たとえばベトナムと二国間条約のある国で就労したことのある外国人従業員の、ベトナムにおける社会保険金額の算定基準期間の計算をどのようにするか等、外国人特有の課題がある。

以下の表は、ホーチミン（Region I に所属）において雇用主が負担する実際の雇用コストのシミュレーション（4つの給与水準における3つの社会保険加入のための総支出額）を示している。

給与の範囲	社会保険料の計算に用いられる 賞金・給与 (ベトナムドン)		社会保険料合計 (ベトナムドン/米ドル)			
	社会保険及び 健康保険	失業保険	雇用主	ベトナム人 従業員	雇用主	外国人 従業員
現行の最低賃金 (Region I では VND 3,750,000)	VND 3,750,000	VND 3,750,000	VND 825,000 /USD 36.2	VND 393,750 /USD 17.3	VND 787,500 /USD 34.5	VND 356,250 /USD 15.6
USD 400	VND 9,120,000	VND 9,120,000	VND 2,006,400 /USD 88	VND 957,600 /USD 42	VND 1,915,200 /USD 84	VND 866,400 /USD 38
USD 4,000	VND 24,200,000	VND 75,000,000	VND 5,832,000 /USD 255.8	VND 3,049,000 /USD 133.7	VND 5,082,000 /USD 222.9	VND 2,299,000 /USD 100.8
USD 10,000	VND 24,200,000	VND 75,000,000	VND 5,832,000 /USD 255.8	VND 3,049,000 /USD 133.7	VND 5,082,000 /USD 222.9	VND 2,299,000 /USD 100.8

※1米ドル=22.800ベトナムドンで計算

このような外国人従業員に対する社会保険制度の導入の背景には、2014年社会保険法が、2018年1月1日付で、有効な就労許可、資格証明または資格許可の下でベトナムにおいて就労する外国人従業員に、義務的社会保険制度に加入することを認めていたことがある。2014年社会保険法の文言では、義務的社会保険制度への加入が、雇用主及び外国人従業員の権利なのか義務であるのかは不明確であったが、本草案の文言は、事実上ベトナムで就労するすべての外国人に、明確に新たな税務上の義務としてこれを課している。この結果、外国人従業員に対するベトナムの租税負担は他地域と比較して高くなるだろう。このような変化は、ベトナムを拠点とする事業について、中堅外国人従業員を使用してきた雇用主にとって、重大な関心事となるだろう。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

アゼルバイジャン

企業法制に関する民法の改正

2017年4月25日、アゼルバイジャン共和国の大統領は、民法改正法案を承認する大統領令に署名した。民法改正法案は、アゼルバイジャンの企業法制を整備するものである。まず、民法改正法案により、会計法に従って公益法人（Public Interest Entities）の概念が民法に新設される。また、民法改正法案では、次のような企業法制に関する重要な改正がなされている。

1. 会社は、その親会社の株式（又は出資持分）を取得できない。
2. 有限責任会社（以下、「LLC」）又は株式会社（以下、「JSC」）の株主は、株主総会の議題を変更、追加することができる。
3. LLCの取締役会の議長は、少なくとも四半期に一度、取締役会を招集し開催しなければならない。決議の手續その他の取締役会に関する事項は、民法によって規律される。
4. 株主の員数が50人超のLLC及びJSCの取締役会は、内部監査規則の制定・施行及び内部統制を機能させるために、取締役会の下部組織として監査委員会を設置しなければならない。監査委員会の設置、構成員及び活動は、法律及び定款の定めるところによる。
5. 民法改正法案には、内部監査の実施及び監査委員会の構成員の資格についても定められている。
6. JSCは、事業年度ごとの計算書類に加え、事業年度における業績、資金調達、株式資本の収益性及び配当政策、投資の規模及び原資、会社の発行する証券に関するの取引高及び収益性等も発表しなければならない。
7. JSCの普通株主又はその他の議決権を有する株主は、定款で定めるところにより優先的に有償で株式の割当を受ける権利を有する。
8. その他に、JSCの普通株主は、以下の権利を有する。
 - 経営幹部及び取締役の過失責任を追及し、故意行為に起因する損害賠償を求める権利
 - 株式の割当を受ける権利
 - 株主代表訴訟を提起する権利

[最初のページに戻る](#)

英国

プライベート・ファンド・リミテッド・パートナーシップの導入

2017年4月6日に、英国政府は既存のリミテッド・パートナーシップ（LP）制度を改正（以下、「本改正」）し、プライベート・ファンド・リミテッド・パートナーシップ（PFLP）と称する新たなファンド・ビークルを導入した。PFLPはLPの一形態であり、ファンド・マネージャーや投資家の両者にとって既存のLPよりも魅力的な選択肢となる。

本改正の概要

1. PFLPの認定

PFLPに認定されるためには、LPは、①書面による合意に基づき設立されたものでなければならない、かつ、②英国金融サービス及び市場法（Financial Services and Markets Act 2000）第235条の集団投資スキーム（または適用除外規定がなければ集団投資スキームに該当するもの）でなければならない。

新たに設立されるLPは、登録の際にPFLPの認定を受けることが可能である。既存のLPは、上記の条件を満たし、かつ、認定手続を履践すれば、PFLPの認定を受けることができる。既存のLPのPFLPへの移行は任意であり、ジェネラル・パートナー（無限責任組員）がPFLPへの移行を選択しない限り、既存のLPはPFLPにはならない。

2. PFLP制度の主要なメリット

① リミテッド・パートナーの行為に関するホワイト・リストの導入

LPのリミテッド・パートナー（有限責任組員）は、LPの事業の運営に参加しない限り有限責任に留まり、責任限度の範囲内でのみ責任を負う。もっとも、どのような場合に運営に参加したこととなるのかについては、ほとんど指針が示されておらず、この点は常に解釈に委ねられてきた。PFLP制度では、PFLPのリミテッド・パートナーが運営に参加しているとみなされることなく（延いては、有限責任のメリットを脅かされることなく）行うことのできる行為を例示した「ホワイト・リスト」を導入する。このホワイト・リストには、(a) パートナーシップ契約の条件の変更又は放棄に関する判断に参加すること、(b) ジェネラル・パートナー、又はPFLPのマネージャー若しくはアドバイザーに、パートナーシップに関する事項又はその会計について相談又は助言すること、及び、(c) ジェネラル・パートナー、又はPFLPのマネージャー又はアドバイザーによる投資の実行又は売却を承認又は許可すること等が含まれる。

ホワイト・リストは投資ファンドの存立する他の主要な法域におけるセーフ・ハーバー法制に相当する。ホワイト・リストは、英国法において不明瞭となっていた上記の点につき解釈の確実性をもたらすものであり、投資家がパートナーシップの運営に関して高いレベルの監督を行うことを期待する場合には、魅力的な選択肢となる。

② 出資制度の改正

通常のLPにおいて、リミテッド・パートナーは、LPに参加する段階でLPに対して出資金の払込みを行うことが求められる。リミテッド・パートナーは、その出資金の全部又は一部につきLPから払戻しを受けた場合でも、LPが求める場合には、払戻しを受けた当該出資金について、LPに対して遡及的な責任を負うこととなる。このため、通常のLPのリミテッド・パートナーは、LPへの参加に際し、わずかな額の出資金の払込みを行い、必要な出資金額の残額はLPに対する無利子のローンにより提供するのが一般的である。

PFLP においては、リミテッド・パートナーは出資金の払込みを行う義務を負わないこととされた。リミテッド・パートナーは、PFLP に出資金を払い込むことも可能であるが、その場合でも払戻しを受けた出資金につき、PFLP に対する遡及的な責任を負うことはない。もっとも、PFLP の認定を受ける前に PFLP に対して払い込まれた出資金に関しては、リミテッド・パートナーは、払い戻された出資金の金額についても引き続き PFLP に対して遡及的な責任を負う。

これにより、リミテッド・パートナーの資金拠出をローンと出資金に分割するという市場実務は PFLP では不要となるため、PFLP の各種ドキュメンテーション、参加手続、及び運営管理は単純化される。

③ 運営負担の軽減

PFLP の登録手続は、通常の LP に比して、登録（又は登録項目の変更）の申込みに必要な情報の量が削減され、簡素化されている。主要な変更点として、PFLP においては各リミテッド・パートナーの出資金額を登録する必要がなくなった点が挙げられる。もっとも、PFLP は通常の LP と同様に、PFLP に参加するリミテッド・パートナーの氏名を開示しなければならない。

通常の LP におけるリミテッド・パートナーの持分の移転は、その法的効果の発生前に官報に掲載しなければならないが、この規制は PFLP には適用されない。官報での告知義務は、LP の運営上の負担、及び関係当事者の負担となる上に、持分の移転の効力発生時期を不明確にすることから、PFLP における当該告知義務の撤廃は歓迎されるものと思われる。

[最初のページに戻る](#)

www.bakermckenzie.co.jp

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

©2017 Baker McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。